

社会福祉法人府中市社会福祉協議会府中市子ども発達支援センター感染対策指針

令和6年4月1日制定

社会福祉法人府中市社会福祉協議会府中市子ども発達支援センター（以下「当センター」という。）は、児童福祉施設として、感染症の感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時に適切な対応等がとれるよう、当センターにおける感染予防対策体制を確立するとともに、感染対策マニュアル・感染症に関する事業継続計画（BCP）・法人規定および社会的規範を遵守し、当センターにおける適切な感染対策の取り組みを行う。

2 感染予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

ア 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、利用者および職員を感染の危険から守るため、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を実施する。

（ア）利用者の健康状態の把握

（イ）職員の健康状態の把握

（ウ）標準的な感染予防策の実施

（エ）衛生管理

イ 感染症発生時に適切、迅速に対応できるように、全職員を対象に年1回以上の「研修・訓練」を定期的実施する。合わせて委託業者に対しては感染対策マニュアルの作成や従業員教育を行うことを求め、委託元として随時確認を行う。

ウ 「感染対策委員会」を設置し、適切な感染予防・再発防止策等を整備するために、感染に関する最新情報の把握に努め、感染対策マニュアル等の見直しを行う。また、研修・訓練、及び日々の業務から表出した課題を共有し、必要に応じて課題解決の方法を検討する。

（2）発生時の対応

ア 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれがある事例（以下「感染事例等」という）が発生した場合には、感染対策マニュアルや感染症に関する事業継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

イ 感染事例等の発生後は、各事業において「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

（ア）事業ごとの発生状況の整理及び事業継続に向けた検討

（イ）部屋、物品等の消毒

（ウ）感染者と接触した者の確認

(エ) 各事業間での情報共有 など

ウ 感染事例等が発生後は、発生状況に応じて情報共有を要する関係者及び機関を定め、すみやかに連絡を行うこととする。想定される情報共有先は以下のとおり。また、情報の公表については、必要に応じてホームページ等を活用して行う。

(ア) 保健所 東京都多摩府中保健所 電話 042-362-2334

(イ) 委託元 府中市子ども発達支援センター 電話 042-335-9700

(ウ) 利用者・利用者家族

(エ) 委託業者 など

付 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。